



議案第十六号

三朝町農業共済条例の一部改正について

次のとおり、三朝町農業共済条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十六年三月十一日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四十六年三月十八日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町農業共済条例の一部を改正する条例

三朝町農業共済条例（昭和三十九年三朝町条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「九〇円」を「一〇〇円」に改める。

別表第二中「八、〇〇〇円」を「一〇、〇〇〇円」に改める。

第八十九条を次のように改め、同条の次に次の四条を加える。

第八十九条 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条第三項の規定に基づき、この町の行なり共済事業に同法の財務規定等を昭和四十六年四月一日から適用する。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第八十九条の二 地方公営企業法第三十四条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第四項の規定により共済事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が十^十万円以上である場合とする。

（会計事務の処理）

第八十九条の三 地方公営企業法第三十四条の二ただし書の規定に基づき、共済事業の出納その他の会計事務のうち次の各号に掲げるものに係る権限は、収入役に行なわせるものとする。

一 公金の収納又は支払に関する事務

二 公金の保管に関する事務

（議会の議決を要する負担附きの寄附の受領等）

第八十九条の四 共済事業の業務に関し、地方公営企業法第四十条第二項の規定に基づき条例で定めるものは、負担附きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が^十万円以上のもの及び法律上この町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が^十万円以上のものとする。

（業務状況説明書類の作成）

第八十九条の五 町長は、共済事業に関し、地方公営企業法第四十条の二第一項の規定に基づき、毎事業年度四月一日から九月三十日までの業務の状況を説明する書類を十一月三十日まで、十月一日から三月三十一日までの業務の状況を説明する書類を五月三十一日まで作成

成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、十一月三十日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、五月三十一日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の実施方針を、それぞれ明らかにしなければならない。

一 事業の概況

二 経理の状況

三 前二号に掲げるもののほか共済事業の実施状況を明らかにするため町長が必要と認める事項

3 天災その他やむをえない事故により、第一項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、町長は、できるだけすみやかにこれを作成しなければならない。

附 則

この条例は、昭和四十六年四月一日から施行する。